平成27年6月4日 告示第312号

(趣旨)

第1条 本市は、有害鳥獣による被害を防止するため、狩猟免許等の取得等をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則(昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表に定めると おりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長岡市有害鳥 獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)及び誓約 書(別記第2号様式)に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (交付決定及び交付額の確定)
- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付決定通知書兼交付額の確定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年5月23日告示第308号)

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度の事業から適用する。

附 則(平成29年3月31日告示第155号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月3日告示第46号)

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度の事業から適用する。

附 則(令和3年3月30日告示第121号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第166号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条、第5条関係)

補助事業の補助対象者		補助対象経費	補助金の額	交付申請及び実績
内容				報告に必要な書類
1 第一種 新規に第一種銃		(1) 健康診断料	補助対象経費実	(1) 対象となる
銃猟免許	猟免許を取得し	(2) 免許取得の	費相当額(ただ	免許又は許可
の新規取	た者で、市が行	ための講習等	し、1の免許及	に係る受験票、
得	う有害鳥獣捕獲	の受講料	び2の許可に係	許可申請書等
	業務に率先し	(3) 免許取得の	る補助金の総額	の写し
	て、かつ、継続	ための試験等	は、54,000円を	(2) 対象となる
	して従事すると	の受験料	上限とする。)	免許又は許可
	見込まれるもの	(4) ハンター保		を取得し、又は
		険料		受けたことを
2 猟銃の	新規に猟銃の	(1) 健康診断料		証する免状又
所持の許	所持の許可を取	(2) 所持の許可		は許可証の写
可の新規	得した者で、市	の取得のため		l
取得	が行う有害鳥獣	の講習料		(3) 対象となる
	捕獲業務に率先	(3) 所持の許可		免許又は許可
	して、かつ、継	の取得のため		を取得し、又は
	続して従事する	の申請料		受けるに当た
	と見込まれるも	(4) ハンター保		り要した補助
	0	険料		対象経費の金
3 網猟免	新規に網猟免許	(1) 健康診断料	補助対象経費実	額を証する領
許又はわ	又はわな免許を	(2) 免許取得の	費相当額(ただ	収書等
な猟免許	取得した者で、	ための講習等	し、補助金の総	(4) 健康診断を
の新規取	市が行う有害鳥	の受講料	額は、10,000円	受けた際の診
得	獣捕獲業務に率	(3) 免許取得の	を上限とする。)	断書の写し
	先して、かつ、	ための試験等		
	継続して従事す	の受験料		
	ると見込まれる	(4) ハンター保		
	もの	険料		

4 捕獲技	新潟県公安委員	県外ライフル射撃	新潟県有害鳥獣	(1) ライフル銃
術向上の	会が指定する県	場までの交通費	捕獲の担い手緊	の射撃練習の
ためのラ	外ライフル射撃	(同一事業年度内	急確保補助事業	実績を示す書
イフル銃	場において、射	に一人につき2回	実施要領(平成	面
の射撃練	撃練習を行った	を上限とする。)	25年環企第167	(2) ライフル射
習	者(新規にライ		号) に基づき新	擊場使用料等
	フル銃の所持の		潟県が定める額	の領収証の写
	許可を申請した		(ただし、1往	L
	者を含む。) で、		復につき5,000	
	市が行う有害鳥		円を上限とす	
	獣捕獲業務に率		る。)	
	先して、かつ、			
	継続して従事す			
	ると見込まれる			
	もの			
5 猟友会	新規に新潟県猟	(1) 大日本猟友	補助対象経費実	猟友会入会に当た
への新規	友会の市内の支	会費	費相当額(ただ	り要した補助対象
入会	部又は分会に入	(2) 新潟県猟友	し、補助金の総	経費の金額を証す
	会した者で、市	会費	額は、20,000円	る領収書等の写し
	が行う有害鳥獣	(3) 新潟県猟友	を上限とする。)	
	捕獲業務に率先	会支部·分会費		
	して、かつ、継	及び入会金		
	続して従事する			
	と見込まれるも			
	0			

備考

- 1 「第一種銃猟免許」、「網猟免許」及び「わな猟免許」は、鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に定める第一種猟 銃免許、網猟免許及びわな猟免許とする。
- 2 「猟銃の所持の許可」は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃 刀法」という。) 第4条第1項に定める許可とする。
- 3 「ライフル銃」は、銃刀法第5条の2第4項に定めるライフル銃とする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 捕獲技術向上のためのライフル銃の射撃練習について、県内ライフル射撃場が始業 した場合は、始業日以降は補助の対象としない。

別記第1号様式(第5条関係)

長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金 交付申請書兼実績報告書

年 月 日

長岡市長 様

 申請者

 住 所

 氏 名

 生年月日 年 月 日(歳)

 電話番号

平成 年度長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金の交付を受けたいので、長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付対象事業の内容
- 2 補助対象経費
- 3 補助金交付申請額

別紙

1 経費内訳

補	前助事業の内容		補助対象経費	金額	補助金額
		(1)	健康診断料	円	
	第一種銃猟免	(2)	技能講習等の受講料	円	
	許の新規取得	(3)	取得試験等の受験料	円	
		(4)	ハンター保険料	円	
		(1)	健康診断料	円	
	猟銃の所持の 許可の新規取	(2)	射撃講習等の受講料	円	
		(3)	所持許可等の申請料	円	
		(4)	ハンター保険料	円	
		(1)	健康診断料	円	
3	網猟免許又は わな免許の新	(2)	技能講習等の受講料	円	
	規取得	(3)	取得試験等の受験料	円	
		(4)	ハンター保険料	円	
4	捕獲技術向上 のためのライ フル銃の射撃 練習	(1)	射撃場までの交通費	円	
5	猟友会への新 規入会	(1)	大日本猟友会費		
		(2)	新潟県猟友会費		
		(3) 分会	新潟県猟友会支部・ 費及び入会金		
	合 計	(※千	円未満切捨て)	円	円

2 完了年月日

年 月 日

別記第2号様式(第5条関係)

長岡市長 様

誓 約 書

私は、長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金の交付を受けるに当たり、新潟県 猟友会 支部・分会に加入するとともに、長岡市で行われる有害鳥獣捕獲業務に率先 し、継続的に従事することを誓約いたします。

年 月 日

住 所 氏 名

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡市長

長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付決定通知書兼交付額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金の交付について、下記のとおり交付を決定し、交付金額を確定したので、長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 条件その他